

【用語解説】

社会保険料控除

本人や、生計を一にする配偶者、親族が負担すべき社会保険料（健康保険料・国民健康保険料・国民年金保険料や介護保険料など）を、1月から12月までに支払った場合、その全額。

※納期内に納付されたもので、国民健康保険税が、平成22年度の8期分と平成23年度の1～7期分の納付額。介護保険料と後期高齢者医療保険は、平成22年度の7、8期分と平成23年度の1～6期分の納付額。

※年金から特別徴収された介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税（料）は、特別徴収された本人以外の申告には計上できません。

生命保険料控除・地震保険料控除

1月から12月までに支払った生命保険料や個人年金保険料、地震保険料によって差し引かれる額が決まります。

雑損控除

火災や風水害、盗難などで受けた被害額から、保険などで補てんされた金額と、定められた一定の額を差し引いた残額。

医療費控除

1月から12月までに病気や出産などで支払った医療費の合計金額から、保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに10万円が総所得金額等の5%相当額のいずれか少ない金額を差し引いた残額。

寄附金控除

国や地方公共団体、日本赤十字社などに寄付した額の合計額（所得の合計額の80%相当額が限度額）から2000円を差し引いた残額。なお、東日本大震災関係への寄付で、一定の条件を満たす場合、寄附金控除の対象となる場合があります。

配偶者控除・扶養控除

1月から12月までの合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者、平成8年1月1日以前生まれの扶養親族。
※給与収入のみの場合は、収入金額が103万円以下で、合計所得金額が38万円以下となります。

▼所得

1月から12月までに収入することが確定した金額（収入金額）から、収入金額を得るためにその年中に支払うことが確定した金額（必要経費）を差し引いた額。

所得の種類としては、事業所得（営業・農業・外交員・大工業・左官業などから生じる所得）、不動産所得（地代・家賃など）、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等・個人年金・原稿料・シルバー人材センターからの配分金など）、譲渡所得（分離課税の土地建物等の譲渡・株式の譲渡など）、一時所得（生命保険契約等に基づいて支払を受け取る満期返戻金や解約等による一時金など）などがあります。

▼総所得金額等

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用して計算した所得金額の合計額。

▼合計所得金額

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用しないで計算した所得金額の合計額。

源泉徴収税額

給与・公的年金等の支払の際、支払者によって事前に差し引かれている所得税。

▼所得控除

所得から差し引くことのできるもので、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配偶者特別控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、障害者控除、基礎控除があります。

▼年末調整

給与の支払を受ける人で、毎月源泉徴収されていた所得税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額とを比べて、その過不足を精算する手続きのことです。

国税庁ホームページ「申告の手引き」を参考に作ろう

申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、左ページの用語の解説や「申告の手引き」などを参考に、自主作成をお願いいたします。なお、申告書は郵送で提出することもできます。

ここが変わりました

所得税と市・県民税 今回の申告からの主な変更

▼16歳未満の扶養控除が廃止

子ども手当での支給に伴い、所得税と市・県民税の両方で、16歳未満の人に対する扶養控除が廃止されました。

※申告書には、16歳未満の扶養親族の名前と生年月日、続柄を明記してください。

▼16歳以上19歳未満の特定扶養控除の額が減少

高校授業料の実質無償化に伴い、

所得税と市・県民税の両方で、特定扶養控除の対象が「16歳以上23歳未満」から「19歳以上23歳未満」に変わりました。
そのため所得税では、16歳以上19歳未満の人の扶養控除の額がこれまでの63万円から38万円になり、19歳以上23歳未満の人の扶養控除はこれまでどおり63万円です。

▼公的年金収入400万円以下確定申告が不要の場合もあり

平成23年分以後の所得税の確定申告では、その年の1月から12月までの公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額（農業や不動産などの所得）が20万円以下の場合は、確定申告が不要になります。

ただし、医療費控除や生命保険料控除などがあり、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金等以外の所得が20万

円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも、市・県民税の申告は必要です。

▼障害者控除の見直し

障害者控除の控除額の計上の仕方が変わりました。所得税では、特別障害者で同居の場合は75万円を、同居していない場合は40万円を障害者控除として計上できます。

16歳未満の障がい者の場合、扶養控除は廃止されましたが、障害者控除は計上できます。

また、市・県民税でも同様の変更が行われました。

▼寄附金控除は2000円から

市・県民税での、寄附金の税額控除の適用下限額が、5000円から2000円に引き下げられます。対象となる寄附金は、平成23年中に支払った寄附金からです。所得税は既に引き下げ済みです。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

申告書の作成は

画面の案内にしたがって金額や必要事項を入力すれば、所得や税額などが自動計算され、確定申告書を作成することができます。ネットか書面のいずれかで提出を。

ネットで申告 e-Tax も便利!

www.nta.go.jp

国税庁 で 検索

所得税の確定申告・納期限は、3月15日(木)まで

申告相談についての問い合わせ
倉敷税務署 ☎086-422-1201 税務課市民税係 ☎92-8234